

## 【議題1】「非弁問題に対する当会の取組みについて」

### 第1 説明協力員による概略説明（当会非弁護士取締委員会）

#### 1 はじめに

非弁行為とは、弁護士や弁護士法人でない者が報酬目的で法律事務を行うことを指し、弁護士法72条等で禁止されている。非弁行為は、反社会的な人や団体が行う場合、他士業等が法的に認められている範囲を超えて行う場合、法律事務所の事務局が行う場合等がある。

#### 2 当会の活動内容

当会の非弁護士取締委員会は、非弁行為を発見し、警告し、場合によっては警察に対し告発を行う活動を行うと共に、ホームページ上で市民への啓発活動を行っている。

#### 3 今後の課題

- (1) 市民にはなじみが薄く、また、業界同士の縄張り争いのように誤解を受けられる可能性があると考えられるため、積極的な啓発活動が難しい。弁護士会として市民の方に非弁問題を理解して頂くための方法を模索している。
- (2) 警察が取り締まることの難しさがある。

### 第2 市民会議委員との意見交換

#### 1 警察による取締りの難しさ

- ・警察が取り締まるのが難しいのはなぜか【市民会議委員】

➡非弁行為は、それにより市民に損害が出ていることに気が付かないことが多いという特性があり、立件がしづらい面がある。【弁護士会】

#### 2 市民に対する啓発活動

- ・もっと積極的に啓発活動を行ってはどうか【市民会議委員】

➡広告媒体に弁護士のところに来てくださいと記載することが市民の目から見て下品にうつらないか気になる部分がある【弁護士会】

➡市民にとっても被害にあう可能性がある以上、有益な情報であるため、下品

だとは感じないのではないか。紙媒体なども含めて積極的に正しい知識を伝えてほしい。被害の実例も含めて、わかりやすく伝えてほしい【市民会議委員】

### 3 弁護士への相談につながる広報活動

・ 弁護士への相談が敷居を低くすることも、非弁行為防止の一つの対策となり得るのではないか。【市民会議委員】

➡ そのとおりであるので、引き続き効果的な広報活動について検討していきたい。【弁護士会】

・ 議員は、市民の世話役的な立場にあることが多いので、議員に対して、非弁行為の啓発を行うことも良いのではないか。

➡ 確かに議員にも非弁問題をご理解頂く必要がある。引き続き検討したい【弁護士会】

## テーマ② 再審法改正に対する当会の取組について

### 第1 説明協力員による概要説明

刑事裁判において、冤罪は許容できることではないので、「再審」という裁判のやり直しの制度がある。

再審の手続を定めた「再審法」と呼ばれる法律は、刑事訴訟法という法律の一部であるが、ほとんどの条文は大正時代に制定された旧刑事訴訟法のままで、全部で19か条しかなく、審理のやり方に関する条文はわずか1か条である。

再審法の主な問題点の一つ目は、証拠開示に関する規定がないことである。その結果、重要な証拠について、当初「不見当」とされていたものが、数十年を経て、「発見」されたという主張が検察官からなされたこともある。

二つ目は、検察官上訴が認められていることである。その結果、例えば袴田事件では、裁判所の再審開始決定からその確定までに9年を要した。諸外国では検察官上訴を認めない立法例が多い。

上記の問題点のほかにも、再審請求権者の拡大、国選辩护人制度、刑の執行停止等、改正が必要な事項が多々ある。

しかし、再審法改正に、法務省・検察庁は頑強に抵抗しており、裁判所も積極的とは言えない。

そこで、立法府＝国会・国会議員＝国民の関心が重要である。

日弁連では立法府等への働きかけを行っており、その結果、再審法改正に賛同する地方議会で意見書等の採択がなされ、また、国会議員及び自治体の長から多数の賛同を取り付けている。

ほかにも、日弁連では、著名人の対談、問題点を分かりやすく解説した漫画なども盛り込んだ特設ページ（再審法改正プロジェクト「ACT for RETRIAL」）の作成も行っている。

今後さらに再審法改正について市民に周知し活動を盛り上げていきたい。

### 第2 市民委員との意見交換

市民委員 再審が開始されたというニュースを見れば個々の事件には関心を持つこともあるが、現時点で、再審法改正に対し、市民の関心が高いとは言えないと思う。

市民委員 最近報道されている冤罪事件を見ても、冤罪は誰の身にも起きうるのだと感じる。刑事手続には冤罪の可能性もあるこ

とを市民に認識してもらうことも重要だと思う。

市民委員 再審法の何が問題なのか、一言で説明できれば、市民にも改正の必要性が伝わりやすいのではないか。

当 会 一言でいうと「時間がかかりすぎる」ということである。無罪の方が何十年もの間拘束されることになり得る。

さらに、「近代国家としてこれほど不備のある法律が施行されていることは恥ずかしいことだ」と説明することもある。

市民委員 日弁連の特設ページ（再審法改正プロジェクト「ACT for RETRIAL」）は、今回初めて知ったが、対談に出演している方は、別のドキュメンタリーにも出演していたのを見たことがあったので、関心を持てた。このページを拡散しても良いか。

当 会 ぜひ拡散していただきたい。

市民委員 若年層に問題意識を投げかけてゆくために、ツイッター、動画、オンラインの署名活動、クラウドファンディングなども有効だと考える。